第三十九条の二中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関すること。

第百三十条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

附則第六条に次の一項を加える。

7　年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第十三条に規定する業務の残務の処理が終了するまでの間、独立行政法人地域医療機能推進機構の行う当該残務の処理に関する事務をつかさどる。

附則第九条に次の一項を加える。

3　年金局事業企画課は、第百三十条各号及び前二項に規定する事務のほか、附則第六条第七項に規定する期間、同項に規定する事務をつかさどる。

**第二章　経過措置**

**第十一条**　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者が改正法第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号。以下この項において「旧法」という。）第三条に規定する年金福祉施設等又は旧法附則第四条第一項に規定する施設であって、旧法第二条の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が施行日の前日においてその運営を委託していたもの（以下この条において単に「年金福祉施設等」という。）について当該委託を受けていた者（以下この条において「年金福祉施設等運営受託者」という。）に対してした同表の第三欄に掲げる指定、認可、承認、許可、免許又は登録は、それぞれ、同表の第四欄に掲げる法令の規定により同表の第五欄に掲げる者が当該年金福祉施設等について独立行政法人地域医療機能推進機構（以下この条において「機構」という。）に対してした同表の第六欄に掲げる指定、認可、許可、承認、免許又は登録とみなす。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 | 第五欄 | 第六欄 |
|---|---|---|---|---|---|
| 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項 | 厚生労働大臣 | 指定 | 健康保険法第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項 | 厚生労働大臣 | 指定 |
| 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十条第一項 | 都道府県知事 | 認可 | 学校教育法第百三十条第一項 | 都道府県知事 | 認可 |
| 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第五項 | 都道府県知事 | 指定 | 第一条の規定による改正後の独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号。以下この条において「施行令」という。）第十八条において読み替えて準用する児童福祉法第二十条第五項 | 厚生労働大臣 | 指定 |
| 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項 | 都道府県知事 | 許可 | 食品衛生法第五十二条第一項 | 都道府県知事 | 許可 |
| 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項 | 都道府県知事 | 許可 | 温泉法第十五条第一項 | 都道府県知事 | 許可 |
| 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項 | 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長） | 許可 | 旅館業法第三条第一項 | 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長） | 許可 |
| 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項 | 厚生労働大臣 | 指定 | 医師法第十六条の二第一項 | 厚生労働大臣 | 指定 |
| 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項 | 厚生労働大臣 | 指定 | 歯科医師法第十六条の二第一項 | 厚生労働大臣 | 指定 |
| 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第三号 | 厚生労働大臣 | 指定 | 保健師助産師看護師法第二十一条第三号 | 厚生労働大臣 | 指定 |
| 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項 | 都道府県知事 | 承認 | 医療法第四条第一項 | 都道府県知事 | 承認 |
| 医療法第七条第一項若しくは第二項、第十二条第二項又は第二十七条 | 都道府県知事 | 許可又は許可証の交付 | 施行令第十八条において読み替えて準用する医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の規定により読み替えられた医療法第七条第一項若しくは第二項、第十二条第二項又は第二十七条 | 厚生労働大臣 | 承認 |
| 医療法第十二条第一項ただし書 | 都道府県知事 | 許可 | 医療法第十二条第一項ただし書 | 都道府県知事 | 許可 |
| 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条 | 総務大臣 | 免許 | 電波法第四条 | 総務大臣 | 免許 |
| 電波法第百条第一項 | 総務大臣 | 許可 | 電波法第百条第一項 | 総務大臣 | 許可 |
| 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条又は第五十四条の二 | 都道府県知事 | 指定 | 施行令第十八条において読み替えて準用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二 | 厚生労働大臣 | 指定 |